

令和8年度診療報酬改定

26. 地方厚生局への届出と報告

施設基準の届出について（新規）

令和8年6月以降に当該点数を算定するために届出が必要
(歯科遠隔連携診療料を除く。)

| 届出事項 | 区分番号 | 主な届出内容 | 留意点 |
|-----------------------|----------------------|---|-------------------------|
| 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 | A000 注15 A002 注12 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ レセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。 ◆ 算定した診療報酬の明細書を患者に無料で交付していること。 | |
| 特別管理加算 (歯科疾患管理料) | B000-4 注12 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者歯科治療の経験を有する歯科医師 ◆ 障害者歯科治療の診療の補助の経験を有する歯科衛生士 | |
| 口腔機能実地指導料 | B001-2-2 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症（入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含む）の実地指導に係る研修を受講した歯科衛生士 ◆ 歯科衛生士に関する処遇改善の取組状況 | 研修受講要件については、1年間の経過措置を設定 |
| 歯科吸入麻酔 又は歯科静脈麻酔（Ⅱ） | K006 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 歯科麻酔管理料の届出 ◆ 全身麻酔を50症例以上の経験を有する常勤の歯科医師の氏名 | |
| 3次元プリント有床義歯 | M018-2 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本治療に係る歯科医師、歯科技工士 ◆ 本治療に用いる3次元プリント有床義歯製作装置 | 装置は保険医療材料【A1】として届出が必要 |
| 歯科技工所ベースアップ支援料 | P200 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 委託を行っている歯科技工所名 | 実績報告（毎年8月）が必要 |

保険医療機関等電子申請・届出等システム 施設基準等届出のオンライン申請

- 各厚生(支)局あての申請・届出の一部については、オンライン申請が可能となっています。オンライン申請のメリットをご確認いただき、ぜひご利用をお願いします。

オンライン申請の特徴

- **いつでも申請可能で、即時受付されます。**
サービス時間内（月曜日～土曜日（8時～21時））であれば、いつでも提出可能です。また、オンライン申請した内容は即時に受付され、審査状況の確認が可能です。
- **時間・費用が効率化できます。**
紙の申請様式を作成する時間や郵送にかかる時間が削減できます。郵送費用が節約でき、ペーパーレス化を図ることができます。
- **再提出のリスクを軽減できます。**
システムが入力漏れや入力誤り等の最低限の入力チェック機能を備えているため、申請を行う前の点検が容易になり、差戻し等のリスクを軽減できます。

[歯科診療報酬においてオンライン申請可能なもの]

- ・ 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算1・2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算1～4
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー 等

保険医療機関等の指定に係る各種届出、324施設基準の届出がオンライン申請可能です

※R8.1.26時点

保険医療機関等電子申請・届出等システム 施設基準等届出のオンライン申請

➤ 実際の画面イメージ（ログイン→届出選択）

ログイン

ログイン情報を入力してください。

ユーザID

45M00002X

パスワード

.....

ログイン

※ パスワードを忘れた方は[こちら](#)

トップ > 施設基準の届出等

施設基準の届出等

届出・申請書を選択する

種類

- 保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出
- 施設基準等の届出
- 施設基準に係る辞退届
- 酸素の購入価格の届出

対象

- 1. 種別
 - 医科
 - 歯科
 - 薬局

2. 届出名称 必須

「施設基準名を入力」またはプルダウンで選択する

保存されたデータ
情報通信機器を用いた診療に係る基準
機能強化加算
外来感染対策向上加算
連携強化加算
サーベイランス強化加算
抗菌薬適正使用体制加算

戻る

- 専用画面からログインし、申請したい届出等を検索後、作成する様式等を選択をします。
- 様式によっては添付にて申請を行っていただくものもございます。

トップ > 施設基準の届出等 > 時間外対応加算1

時間外対応加算 1

届出状況

作成中

様式を選択する

| 順番 | 届出書類 | 提出する | 状態 | 操作 |
|----|----------------------------|-------------------------------------|-----|----|
| 1 | 別添7 基本診療料の施設基準等に係る届出書 | <input checked="" type="checkbox"/> | 未入力 | 入力 |
| 2 | 様式2 時間外対応加算の施設基準に係る届出書添付書類 | <input type="checkbox"/> | 未入力 | 入力 |

添付書類を選択する

| 順番 | 届出書類 | 操作 | ファイル名 |
|----|------|--------|-------|
| 1 | 添付書類 | ファイル選択 | ----- |
| 2 | 添付書類 | ファイル選択 | ----- |

➤ 実際の画面イメージ（時間外対応加算の届出）

様式 2

時間外対応加算の施設基準に係る届出書添付書類

| | |
|---|--|
| 1 届出 ※該当するものに○ | ・時間外対応加算 1 ・時間外対応加算 2 ・時間外対応加算 3 ・時間外対応加算 4 |
| 2 標榜診療科 | |
| 3 当該診療所の対応医師の氏名 | |
| 4 対応する常勤の職員数 | () 名 |
| 5 当該診療所の標榜診療時間 | |
| 6 あらかじめ患者に伝えてある電話に回答できない場合の体制 ※該当するものに○ (複数可) | 医師の携帯・自宅電話へ転送 |
| | 留守録による応答後、速やかにコールバック |
| | その他 { |
| 7 他の医療機関との連携 ※3 | 連携医療機関名 |
| 8 患者への周知方法 (電話番号、連携医療機関等) | |
| 8 備考 | |

➔

トップ > 施設基準の届出等 > 時間外対応加算 1 > 様式2 時間外対応加算の施設基準に係る届出書添付書類

様式2 時間外対応加算の施設基準に係る届出書添付書類

前回の届出情報をコピーする ※このボタンを押下すると、以前にオンライン上で申請して受理された同一施設基準の届出情報を入力欄に自動表示します。なお、診療報酬改定等により様式が変更された場合、届出情報を自動表示することはできません。様式変更後にオンライン上で申請を行い受理されていれば、それ以降のオンライン申請時は届出情報を自動表示が可能です。

2 標榜診療科

標榜診療科 1

標榜診療科 2

標榜診療科 3

標榜診療科 4

標榜診療科 5

3 当該診療所の対応医師の氏名

氏名 1

氏名 2

氏名 3

氏名 4

氏名 5

4 対応する常勤の職員数

職員数 名

5 当該診療所の標榜診療時間

標榜診療時間 1

標榜診療時間 2

6 あらかじめ患者に伝えてある電話に回答できない場合の体制
※該当するものに「✓」（複数可）

医師の携帯・自宅電話へ転送
該当する場合「✓」をする

留守録による応答後、速やかにコールバック

➤ 紙の届出様式と同じものをオンライン申請画面にて作成いただき、そのまま各厚生（支）局へ届出を行うことが可能なため、郵送等のご負担が解消されます。

➤ 申請内容が電子で保管されるため、申請書の控えを紙で保存する必要はなくなります。

保険医療機関等電子申請・届出等システム 施設基準等届出のオンライン申請

- ▶ オンライン申請を行う「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の利用方法は、各厚生（支）局のホームページに詳細を示しておりますので、ご参照ください。

オンライン申請の利用方法

- 「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の利用にあたっては、オンライン請求ネットワークへ接続された端末と、専用のID・パスワードが必要です。ID・パスワードが分からない場合、再発行が可能ですので各厚生（支）局のホームページのチャットボットからお問い合わせください。

↓ ↓詳しくは、管轄の各厚生（支）局のホームページをご参照ください↓ ↓



システム解説動画

- 厚生労働省のYoutube公式チャンネル内の再生リスト「保険医療機関等電子申請・届出等システムについて」では、システム利用のためのセットアップ手順を動画形式で確認できます。また、よく使われる手続きを例に、オンライン申請の詳細な手順を、実際の操作画面と併せて解説しております。

↓ ↓下記のURLからぜひ動画をご覧ください↓ ↓

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgSb6dLP4zmNropige5BoOp>



施設基準の届出について

お願い

- 令和8年6月1日から算定を行うためには、**令和8年5月7日から6月1日まで（必着）**に、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の都道府県事務所へ届出が必要となりますので、ご注意願います。
- 締切日直前に届出が集中することが予想されますので、できる限り早期にご提出いただくようお願いいたします。